

## メディカルスタッフ表彰制度規則

制定 2017年3月24日  
2023年4月28日 改定

### 第1条 (総則)

本規則は、CVIT 学術集会において、メディカルスタッフ領域の優れた研究演題を表彰する制度について定める。

### 第2条 (目的)

本表彰制度は、メディカルスタッフ領域における優れた研究への表彰を通じて参加者および発表演題数の増加等を図り、これをもって学術集会を活性化することを目的とする。

### 第3条 (名称)

本制度に基づく表彰名はメディカルスタッフ最優秀演題賞とする。

### 第4条 (対象)

1. 表彰演題は学術集会における一般演題への応募演題から選考する。
2. 表彰演題の選考は「看護」、「放射線」、「臨床検査・臨床工学」の区分毎に行い、各区分において最も優れていると審査された1演題（合計3演題）を表彰する。
3. 表彰演題の筆頭演者はその年度において CVIT メディカルスタッフ会員であること。また、同一会員が2年以上連続して表彰されることは認めない。

### 第5条 (選考方法)

1. 表彰演題の選考および表彰は学術集会ごとに行う。
2. メディカルスタッフ役員会会長は、メディカルスタッフ会員、メディカルスタッフ役員会役員、メディカルスタッフ学術集会実行委員長から成る審査委員会を学術集会ごとに編成する。
3. メディカルスタッフ役員会会長は、メディカルスタッフ学術集会実行委員長と協議しメディカルスタッフ役員会役員、メディカルスタッフ会員を含む各区分に精通した会員を選出し審査委員会を学術集会ごとに編成する。
4. メディカルスタッフ学術集会実行委員長は、査読を通じて最優秀演題賞の候補として相応しいと考えられる演題を審査委員会に推薦する。
5. 審査委員会は、メディカルスタッフ学術集会実行委員長より推薦された演題について、学術集会における口演に基づいて研究内容を審査し、表彰演題を決定する。
6. リハビリテーションや栄養指導など本規則に定める区分に該当させることが困難な演題が表彰に推薦される場合、また、その他疑義が生じた場合、学術集会会長、メディカルスタッフ学術集会実行委員長、メディカルスタッフ役員会会長、メディカルスタッフ委員会委員長にて必要な対応を協議する。

### 第6条 (表彰)

表彰は学術集会にて行い、学術集会の会長の責任において授与する。

### 第7条 (副賞)

表彰には副賞を設ける。

### 第8条 (本則の変更)

本規則はメディカルスタッフ役員会での議決を経て、メディカルスタッフ委員会の承認を得ることによって変更することができる。

以上